

第4章 ケニアにおける障害者の法的権利と当事者運動

著者	宮本 律子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	622
雑誌名	アフリカの「障害と開発」：SDGsに向けて
ページ	119-151
発行年	2016
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011122

第4章

ケニアにおける障害者の法的権利と当事者運動

宮本 律子

はじめに

ケニアの障害者に関する学術的研究は、全体としてあまり数は多くない。1980年代から2000年代初頭までのものとしては、国際障害者年に啓発されて書かれた Nkinyangi and Mbindiyo (1982) などの他に、研究者による論文としては、ケニアにおけるろう者のための教育を概観した Kiyanga and Moores (2003) や児童法 (2001年) と障害者法 (2003年) が障害児の教育にもたらした影響を論じた Ndurumo (2005) などがある。また、ケニアの障害者のおかれている実態を報告したものとして、アフリカ盲人同盟 (African Union of the Blind: AFUB) (AFUB 2007) や国際労働機関 (International Labour Organization: ILO) (ILO 2009) 等の当事者団体や国際機関の調査報告が発表されている⁽¹⁾。これら2000年代はじめまでに発表されたものはいずれも、WHO や世界銀行による推計のデータに基づき状況を論じている。当時、ケニア政府の情報公開が十分ではなく、インターネットでの統計の公表にも技術上の問題が多くあり、障害者の人数や障害の種類別の割合などの基本的データが入手困難で、国際的機関であっても推定による数しか出せない状態であったからである。しかし、次項で述べるように2008年に初めて実施された全国規模の障害者調査の結果が発表され、2010年ころからようやくさまざまな公的文書や統計がインターネット上でアクセスできるようになり、政府発表のデータに基づく

研究報告がなされるようになってきた。Ingutiah (2012) が2009年のセンサス（国勢調査、これ以降、2009年センサスと記す）の結果を用いて障害者の社会経済的状況を分析し、また、ケニア・ウガンダ・タンザニアの東アフリカ3国の障害者政策の実施体制を比較研究した Yokoyama (2012) なども発表されている。

一方、ケニアの障害者に関する日本語文献は、医療・福祉的な観点から報告した田口 (1997)、ろう者の状況を社会的にまとめた古川 (2007) や原山 (2011) などの報告があるが、障害者政策や法制、当事者団体の活動などの全体像をとらえた調査研究はほとんどなかった。

本章では、これまで発表されたケニアの障害者と法的権利にかかわる文献資料と、最新の2009年センサスとケニア全国障害者調査 (NCAPD and KNBS 2008これ以降、「障害者統計2008」と記す) をもとに、ケニアの障害者の権利にかかわる法整備の変遷を、国レベルと当事者レベルで考察する。その具体的な例として、ろう者をめぐる状況と当事者運動をみていく。障害学における「障害」のとらえ方は、障害の原因を個人の身体的機能の不全のみに帰し、障害者の社会参加の度合いは医者や福祉施設を含む医療システムによって決定されるとみる「医学・リハビリモデル」から、障害を個人の属性ではなく、個人と社会の関係から定義し、変革を求められるのは個人ではなくむしろ社会の側であり、どのような生活を送るかを決定するのは当事者である障害者の側であると考え「社会モデル」へと変化してきたのであるが (杉野 2007, 1-13; 森 2012, 9-28)、ケニアでも、世界の他地域と同様、慈善運動を出発点とする医学・リハビリモデルから社会モデルへと障害者をめぐる制度や運動が変わってきたのがよくわかる。ただ、国連の貧困削減目標と障害者とを有機的に結び付けた「障害と開発」という観点からの政策はまだ途上にあることを提示してみたい。

第1節 ケニアの障害者の概況

1. 統計

ケニアの人口統計は5年ごとに行われるセンサスにより公表されているが、障害者に特化した調査は長い間実施されなかった。しかし後述するような国内気運の高まりの結果、障害者法が2003年に成立し、その後2007年に初めてサーベイが行われた。その結果をまとめたのがNCAPD and KNBS (2008)である。今のところ、政府が実施した全国的な調査に基づく障害者に関する統計としては、これと、その直後実施された、より大きな規模の2009年センサスのなかの障害者データの二つしかない。

障害者統計(2008)はサンプル調査法により実施されたもので、1999年のセンサスに基づいて分けられた全国1,800のクラスターから600(436が農村部、164が都市部)が抽出され、各クラスターから25の世帯を無作為に抽出し、総計15,000の世帯を調査対象とした。この調査から、ケニア全体の障害者数は全人口の4.6%で、性別では男性50.7%、女性49.3%、障害の種類別では、身体障害が34.1%でもっとも多く、つぎに視覚障害(30.2%)、聴覚障害(11.7%)の順となっていることがわかった。男女別に障害の種類別ごとの比率を表したものが表4-1、障害者の多い3つの州の割合示したものが表2である⁽²⁾。

一方、2009年センサスによると、ケニア全国の障害者数は133万312人で、全人口の3.5%とされている。2009年センサスによる障害者のデータは表3のとおりである⁽³⁾。

この二つの統計に関しては、筆者がインタビューをした障害者たちすべてが、また、政府機関の代表者さえも、障害者の割合が全人口の5%を下回るという数字は正確ではないだろうと述べている⁽⁴⁾。世界保健機構(WHO)の推計によれば、世界の多くの国々およびアフリカ地域において障害者の比率は10%から15%を占めるといわれており、ケニア政府の発表した3.5%(2009

表4-1 障害者統計（2008）

障害の種類	男性 (%)	女性 (%)	障害者全体に占める割合 (%)
身体障害 Physical	49.7	50.3	34.8
視覚障害 Visual	44.7	55.3	30.4
聴覚障害 Hearing	50.9	49.1	10.9
言語障害 Speech	54.7	45.3	4.3
知的障害 Mental	54.3	45.7	6.5
自立生活困難 self-care	55.2	44.8	8.7
その他 Others	45.5	54.5	4.3
全障害	49.6	50.4	100

（出所） NACPD and KNBS (2008, 22) に基づき筆者作成。

表4-2 障害者統計（2008）で障害者の割合が高い州

順位	州 (Province)	比率
1	ニャンザ Nyanza	6.8%
2	コースト Coast	5.2%
3	セントラル Central	5.2%

（出所） NACPD & KNBS (2008, 21) に基づき筆者作成。州は、新憲法以前の旧制度のもの。

年センサス）および4.6%（障害者統計2008）という数字は、確かにかなり低いといわざるを得ない。

これには、森・山形（2012, 29）で指摘されている通り、非障害者が障害者を実際数より少なく認識するような社会的・歴史的な背景があると同時に、

表4-3 2009年センサスの障害者統計

障害の種類	男性 (%)	女性 (%)	障害者全体に占める割合 (%)
身体障害・自立生活困難 Physical/Self Care	47.9	52.1	31.1
視覚障害 Visual	46.4	53.6	24.9
聴覚障害 Hearing	47.8	52.2	14.1
言語障害 Speech	53.6	46.4	12.2
知的障害 Mental	55.2	44.8	10.2
その他 Others	44.4	55.6	7.5
全障害	48.7	51.3	100

(出所) KNBS (2010, 399 Table14) に基づき筆者作成。

障害についての不十分な知識に基づいて実施された調査方法に問題があったと考えられる。2008年の調査方法をみると、英語やスワヒリ語が分からない調査対象者のために、11種類の言語別に調査員チームをつくったことがわかるが、手話については言及がない (NCAPD and KNBS 2008, 8-9)。調査員として選ばれたあるひとりのろう者によると、彼は耳の聞こえない人への聞き取りを担当したのではなく、通訳もなしに他の聴者と同じ調査をおこなったという。一方、手話が使用できるのはこの人ひとりだったので、手話を知らない大多数の調査員にとっては、耳の聞こえない調査対象者から十分な聞き取りができたかは疑わしい。このろう者は、自分が調査員として選ばれたのは、手話によるコミュニケーションができるという理由ではなく、単に調査員のなかに障害当事者が参加しているということのアリバイとして残したかったのだらうと語っていた (2013年8月、宮本による聞き取り)。

実際のところ、調査報告書には、130名の調査員のうち6%は障害当事者

で、2003年の障害者法第13条に定められた「すべての組織は公私を問わず、その従業員の5%を障害者とする努力をする」という基準を上回っていると述べられている。ところが、このろう者の証言にあるように、障害者の特性に配慮した調査手法が採用されたとは考えられず、したがって、正確な情報を収集できたかには疑問が残るのである。

また、2009年センサスの報告でも、子ども、高齢者、認知・精神障害者については、本人から話を聞けず代理回答が多かったので障害者の数字は少なめになっている、と認めている。(KNBS 2010, 28)

このように、初めての全国規模の障害者調査を実施したにもかかわらず、その調査方法に瑕疵があったことは、調査に対する信頼性を損なうものであるといわざるを得ない。とはいえ、現段階で正式に公表されている大規模な統計はこの二つのみなので、本章ではこのデータを参照することとする。

2. 障害者団体

国際的障害者団体、ハンディキャップ・インターナショナルのデータ(Handicap International 2010)によると、ケニアの障害者団体は、89団体ある。ただし、この統計は2009年時点でのデータであり、その後すでにケニアでの活動を終了して撤退した海外の団体等も含まれ、またその後新しくつくられた団体は含まれていないので最新の情報とはいえないが、ここから、およそ100弱の団体がケニアには存在すると推計できる。このなかで障害当事者により運営されていると考えられる代表的な非政府系団体は、個々の非政府系団体を束ねているケニア障害者統一連合(United Disabled Persons of Kenya: UDPK)のほか、ケニア身体障害者協会(Association of the Physically Disabled in Kenya: APDK)、ケニア盲人連盟(Kenya Union of the Blind: KUB)、ケニア全国ろう者協会(Kenya National Association of the Deaf: KNAD)、ケニア・アルビニズムの会(Albinism Society of Kenya: ASK)などがある。障害者(児)の親の会としては、ケニア精神障害者の会(Kenya Society for the Mentally Handi-

capped), ケニア知的障害者協会 (Kenya Association for Intellectually Handicapped), 障害者の親のネットワーク (Network of Parents of Persons with Disability), ケニアろう児の親協会 (Kenya Association for Parents of the Deaf), ケニア自閉症協会 (Autism Society of Kenya) などの団体がある⁽⁵⁾。

第2節 ケニアの貧困

ここでケニアの障害者がおかれている状況を理解するために、ケニア全般の概況を貧困や開発の視点からみておこう。

ケニアの1人当たりGDPは840ドル(2012年)で、東アフリカ共同体(East Africa Community: EAC)諸国のなかではもっとも高いが、サブサハラ・アフリカ全体では中位である。2005年の経済成長率は5.8%, 2007年5月には6.7%だったが、急激な人口増加と2008年に起きた総選挙後の暴動による影響もあって、総人口の56%が1日1ドルの生活を余儀なくされ、45.9%が絶対的貧困状態にある(KNBS2014)。

ケニア統計局が世界銀行、スウェーデン国際開発協力庁 Swedish International Cooperation Agency: (SIDA) などと共同で2005年に実施した調査“Geographic Dimensions of Well-Being in Kenya”によると、ケニア全体の平均貧困率は44%, 貧困率がもっとも低いのはCentral州で貧困率31%, 貧困率がもっとも高いのはWestern州の68%となっており、地域による格差が非常に大きいことがわかる。ケニアの栄養不足の人口は全体の25%を占めるといふ(KCBS 2005)。

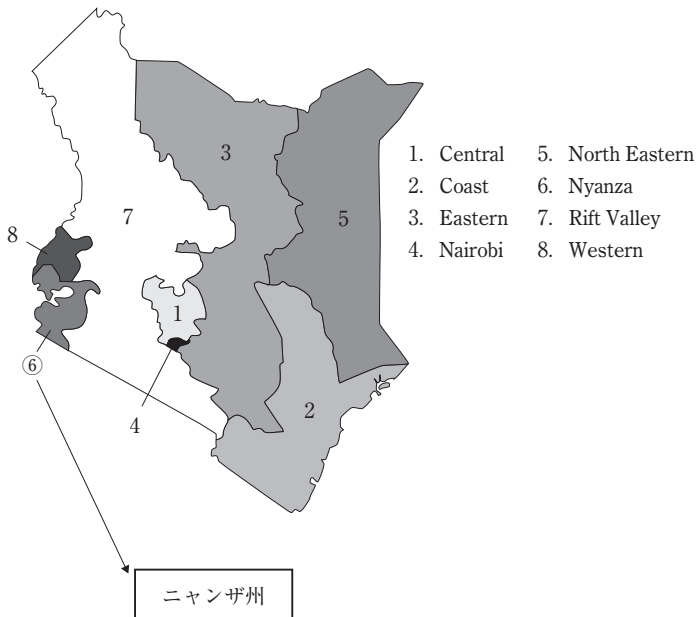
そこでケニア政府は2008年6月に「ケニア・ビジョン2030」(Kenya Vision 2030)を策定し、「2030年までに、世界的に競争力があり、高い生活の質を伴う繁栄した国をつくる」ことを大目標に掲げ、2030年までの中所得国入りをめざしている。このビジョンの下で、(ア)経済面では年間10%平均の経済成長の達成とその2030年までの維持を、(イ)社会面では清潔で安全な環

境における公正かつ公平な社会開発を、(ウ) 政治面では課題達成型、人々が中心、結果重視かつ説明責任のある民主システムの実現を目標としている(外務省 2013, 407-415)。

このケニア・ビジョン2030では、社会面での重要な要素の一つとして「ジェンダー・若者・脆弱な集団」への特別規定を設けるとし、この「脆弱な集団」のなかに障害者をとらえている。政策としては、「脆弱な集団の人々が意思決定の場に参加する」よう保障するとされており、障害者の開発へのインクルージョンについて明言されている(Kenya 2007, 139)。

ところが、ケニア・ビジョン2030の達成状況を報告した文書では、ミレニアム開発目標(MDGs)の指標について言及し、貧困率は1997年の52.3%から2006年の45.9%へと減少しているものの、都市部(33.7%)と農村部(49.1

図4-1 2012年以前のケニアの州区分とニャンザ州の位置



(出所) 筆者作成。

%の格差は依然として拡大傾向にあると述べられている（IMF 2012: 9）。先の障害者統計（2008）で、ケニア西部の貧困地域ニャンザ州において障害者の割合が最も高いことをみても、貧困と障害の関係性がみて取れよう（旧制度の州の区分とニャンザ州の位置については図4-1を参照）。

第3節 ケニアの障害者をめぐる運動と法制度の変遷

つぎに、ケニアにおける障害者のための法制度がどのようにつくられ、それらに障害者自身はどのようにかかわってきたかを詳しくみていきたい。

1. 慈善運動

Ingstad and Grut（2007, 11）によると、記録されているもので最も古い障害者のためのサービスは、1946年の救世軍教会（Salvation Army Church）による盲人プログラムである。これは、第2次世界大戦で視力を失った兵隊のためにつくられたリハビリテーション施設であった。その後、このプログラムが発展し、1956年、ケニアのみならず東アフリカでは初めての盲学校となった。現在もこの救世軍教会による盲学校は存在し、ナイロビから約50キロメートル北東にある Thika という町で、ケニアでは唯一の中等レベル（14歳～18歳）の盲学校として存続している⁽⁶⁾。その後、カトリック、長老派教会、アングリカン、メソジストなどのキリスト教各宗派が相つぎいで障害児のための教育に着手するようになり、布教活動とともに盲学校、ろう学校、肢体不自由児童のための学校などを建てていった。このように、ケニアの障害者のための運動の初期は宗教団体による慈善活動から始まった。

2. リハビリテーション

宗教団体の慈善活動が活発になるに従い、次第に英領ケニア政府もこれらの学校に教師や経済的援助を行い始め、運営にもかかわるようになった。1950年代には、植民地立法院 (Colonial Legislative Council: Legco) により、障害者への特別なサービスを提供するための法令がつくられた⁽⁷⁾。これらの法令により1953年、ケニア身体障害者協会 (the Association for the Physically Disabled of Kenya)、1956年にはケニア盲人の会 (the Kenya Society for the Blind: KSB)、1958年ケニアろう児の会 (The Kenya Society for Deaf Children: KSDC) が設立された。また、政府主導とは別に、さまざまな非政府団体も活動を始めた。例としては、Sight Savers⁽⁸⁾、Sense International⁽⁹⁾、Leonard Cheshire Disability⁽¹⁰⁾、Handicap International⁽¹¹⁾などの団体である。それぞれケニアに入ってきた時期は異なるが、いずれもヨーロッパ、とくに元の植民地宗主国であったイギリスの人々が主導する形のリハビリテーション型の活動であった。先のケニア盲人の会に関する法令によると、盲人の会設立の目的は「盲人の福祉、教育、訓練および就職を向上させ、視覚障害の予防および軽減を援助すること」となっており、障害者の福祉および医学的リハビリテーションが目的であり、障害当事者の主体的参加の視点はあまり考えられていなかったといえる。各団体の英語名称が「…の (of) または…による (by)」ではなく「…のための (for)」となっていることから、当事者の運営による団体ではないことがうかがえる。

3. 当事者による運動

上述した盲人の会が障害者による運営組織としてはもっとも古いものであるが、障害者自身が社会参加を求めるものとしておこなわれた運動のなかで特筆すべき出来事が1964年におこった。障害者のグループがナイロビのス

テートハウス（現在の大統領官邸）の前で夜を徹してのデモを行い、当時の大統領ジョモ・ケニヤッタに対して、障害者が社会参画から疎外されている状況を改善してほしいと求めたのである（AFUB 2007, 32）。これに対して、ケニヤッタ大統領は同年、ケニアの教育システムを植民地型からアフリカ独自の制度へと変革させることを目的として調査報告する諮問機関 Ominde Commission¹²⁾を創設させた。この諮問機関はその後のケニアの教育制度を形作る重要な答申をしているが、障害者に関係のあることとしてつぎのようなことが重要であると述べている。

- (1) 障害から生じる問題に対する気づき (awareness)
- (2) すべての年齢の子どもの交流, 発達, 教育にかかわる障害の影響に関して教師が知識をもつ
- (3) 障害者のためのサービスの質およびその実施の方法の向上に向け, 政府が調整する

(出所) *Sessional Paper No. 5 of 1968 of the Kenya Parliament*, 番号は筆者による。

この報告の結果、障害者問題への取り組みが徐々に広がっていく。1971年には職業リハビリ担当部署が政府内につくられ、産業リハビリセンターが全国11か所に開設された。その4年後には特別教育部門が教育省につくられた。このように、障害者のための政策の始まりが、障害者自身が立ち上がり大統領に向けて直接訴えるという1964年の出来事であったということは、当事者運動の観点から画期的なものであったといえよう。

その後、およそ20年間は障害者の当事者運動はあまり活発ではなかったが、この1964年のデモを発端に始まった特別教育を受けた障害者たちが、力を蓄えていく時期だったと考えられる。やがて、1980年代後半になると、世界的に障害者自身のアドボカシー運動が盛んになると並行して、ケニアでも当事者による団体の設立が始まる。ケニア身体障害者の会 (Kenya Society of the Physically Handicapped: KSPH) (1986)、ケニア全国ろう者協会 (Kenya National Association of the Deaf: KNAD) (1987) などである。これらの団体は、障害者

関連の啓発、各種サービスの進展のための活動などを障害者自身が進め、社会への参画を求めるという当事者による運動であったが、同時に、障害者（児）の親たちも活動を活発化させた。もっとも古い団体がケニア精神障害者の会（1971）で、ケニア知的障害者協会（1996）、ケニア自閉症の会（2003）なども NGO として登録するようになった。

1989年、およそ130のコミュニティ・ベースの障害者団体が集まり、ケニア障害者統一同盟（UDPK）が設立される。UDPK は非政府系障害者団体の統括組織（umbrella body）であり、政府の障害者関連の政策・企画・評価に対するモニターの役割を担い、障害者のアドボカシー活動において強い発言力をもつ。1999年の国会議員選挙にケニア初の盲人の弁護士 Josephine Sinyo を送り出したのも UDPK である¹³⁾。UDPK の積極的なロビー活動の結果、1993年、法務長官がケニアの障害者にかかわる法制度の整備を担うタスクフォースを任命した。タスクフォースは国内を回り、障害者や非障害者からの意見を聴取し、3年後の1997年に法案をまとめ法務長官に答申した（The draft Bill to the Attorney General.1997）。これが2003年、ケニア初の障害者の人権を保護する障害者法（The Persons with Disabilities Act: PDA）として結実する。

4. 政府の動き

この項では上記のケニア初の障害者法の成立までに、ケニアの政府側はどのように動いてきたかを検討する。

1969年に成立した、独立国として初めての憲法では、障害者の明確な定義、および福祉に関する記述はなかった。むしろ障害者を差別するような記述さえみられる。また、人種、民族、肌の色などに基づく差別の禁止には触れているものの、障害者に対する差別には触れられていない。障害者に関する積極的な記述は、2003年の障害者法の成立を待たなければならなかった。

一方、行政レベルでは障害者の福祉に資するプログラムはいくつか実施された。たとえば、1981年の国際障害者年に先立ち、政府は1980年を国家障害

者年と宣言し、活発な啓発活動が行われた。1981年には障害者基金（National Fund for the Disabled）が設置され、個人、組織を問わず直接的な経済支援をめざすこととされた。

保健省は、コミュニティに根ざしたリハビリテーション（Community Based Rehabilitation: CBR）を1990年に地方行政区レベルで実施し、障害者に対する気づきを促し、病気の予防やリハビリの促進などをめざした。

また、教育省では、先の Ominde Commission の提言を引き継ぎ、1984年、国家教育委員会（The National Education Commission、代表者の名前をとって Gachthi Report と呼ばれる）が、障害をもつ子どもの早期の検査と行政の介入を強調した。その結果、教育アセスメント・リソースセンター（Educational Assessment and Resource Centre）が全国22か所につくられ、入学前の子どもの診断が行われるようになった。1986年にはケニア特別教育研究所（Kenya Institute of Special Education: KISE）が設立され、障害児教育に関する研究、情報提供、教師の研修などを行うようになった。1988年の Kanune Report、1999年の Koech Report では、各学校での障害児教育の取り組みを監査する監視官の設置や、特別教育に関する網羅的な政策が必要であること、したがってこれらを司る特別教育諮問機関を設立すべきであることなどが提言された。

さらに、1996年には政府外の組織として人権委員会（the Standing Committee on Human Rights）が設立され、ケニアにおける障害者差別を含む人権抑圧の活動に対するモニターが行われるようになった。この組織はのちに、ケニア全国人権委員会（Kenya National Commission on Human Rights: KNCHR）と改称し、現在でも活発な活動を展開している。

以上みてきたように、2000年代初頭まで、憲法レベルでは障害者の人権を保障する記述はないものの、当事者団体、行政レベルの両側から障害者をめぐる制度整備の機運が徐々に高まってきた。そしてようやく成立したのが2003年の障害者法（PDA）である。

第4節 障害者法(The Persons with Disabilities Act: PDA)成立

2003年12月に制定された障害者法（以降 PDA と表記）は障害者に対するすべての差別を撤廃し、障害者の人権を守るための全部で49条からなる法律である（Republic of Kenya, Act14 of 2003 - Persons with Disabilities）。PDA はケニア国政府が国連障害者条約を批准する前年の2004年6月に発効した。

まず実施団体として、全国障害者評議会（National Council for Persons with Disabilities: NCPWD）が設置され、法律の施行までのスケジュールも明記された。ジェンダー・スポーツ・文化・社会サービス省（Ministry of Gender Sports Culture and Social Services）の管轄下⁴⁴におかれたこの評議会は、つぎのような構成員からなる。

- (a) 障害の各カテゴリーを代表する団体の代表：8名以内
 - (b) 障害団体から提出した委員一覧から省の長官が指名する3名以内
 - (c) 省庁の代表者8名：文化・社会サービス；地方政府；健康；教育；経済企画；住宅；交通；労働
 - (d) 法務長官の代理1名
 - (e) ケニアの雇用主の代表1名（労働省大臣が3名のリストから選ぶ）
 - (f) 労働者を代表する統括団体から1名
 - (g) 評議会が必要と認め、省の長官が認めた者
- 以上、全体で27名以内

（出所） PDA（第4条「委員の構成」）

また、表4-4のようなサービスを提供する。

さらに、PDA は障害者の定義を明示し（第2条）、人権を法律で保護し（第11, 12, 15, 18, 25, 28, 29, 41, 45, 46条）、実施母体となる評議会も設置（第3～10条）、具体的なサービスの内容まで書かれ、さらにすべての組織は公私を問わず、その従業員の5%を障害者とする努力をする（第13条）な

表4-4 全国障害者評議会 (The National Council for Persons with Disabilities) によるサービス一覧

サービス	条件	料金 Ksh= ケニアシリング	所要期間
1 障害者認定登録	・パスポートサイズの写真1枚 ・記入済みの個人申請用紙 ・政府指定病院からの診断書	無料	1日
2 障害者団体の登録	・記入済みの団体登録申請用紙 ・団体登録証明書	無料	1日
3 求職用推薦状	・最新の履歴書および証明書 ・NCPWDの登録者	無料	即時
4 障害者職員定年の65歳までの延長推薦状(公的機関)	・NCPWDの登録者 ・定年通知 ・雇用主からNCPWD宛の依頼書	無料	即時
5 面談		無料	即時
6 電話相談	面談後	無料	3回の呼び出し音内
※ 苦情申し立て	電子メールまたは書状による	無料	14日以内
7 電子媒体による相談	電子メールまたはショートメッセージ	無料	即時または1日
8 書面による相談	相談内容を明記すること	無料	受領後7日以内
9 ケニア歳入庁への非課税証明書の手続き	・記入済みの非課税証明申請書 ・医療機関の長の署名入りの診断書 ・個人識別番号証明書の写し ・国民登録証の写し ・ケニア歳入庁送金書類(民間企業及び自営業の方) ・直近の給与明細 ・雇用主からの手紙 ・ケニア歳入庁からの確認書	無料	3カ月
※ 所属税免税の更新	・期限の3カ月前までに申請すること ・上記書類すべて及び前回の非課税証明書	無料	
10 身体障害者用車両輪入税免税の推薦状	・購入する車のインボイス ・医療機関からの診断書 ・個人識別番号証明書の写し ・国民登録証の写し ・有効な「H」級の運転免許 ・船荷証券 ・代金支払い送金の証明書 ・カウンシル宛推薦状依頼書 ・過去6カ月の銀行残高証明書	無料	1日

表4-4 続き

サービス	条 件	料 金 Ksh= ケニアシリング	所要期間
11	障害者のための開発 基金の申請	無料	
11-1	教育支援	無料	6 カ月
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入済みの教育支援申請書 ・ 国民登録証の写し(18歳未満の場合は親の登録証) ・ 入学許可証の写し ・ 授業料明細の写し ・ 直近の教育機関の修了証明書 ・ 地方行政機関からの推薦状 ・ 学校からの推薦状 ・ ジェンダー・社会開発地方委員会からの推薦 ・ NCPWD の登録証明 		
11-2	障害者支援器具	無料	器具により1日～3 カ月
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入済みの支援器具申請書 ・ 全身写真 ・ 障害アセスメント報告 ・ 見積書 (器具がAPDK またはジャイプル・フットプロジェクト以外に製造された場合) ・ 地域のチーフまたは副チーフおよびジェンダー・社会開発地方委員会からの推薦状 		
11-3	インフラ・設備	無料	6 カ月
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入済みのインフラ・設備申請書 ・ 公共事業部からの発注書 ・ 登録証明書 ・ 団体の運営組織メンバーのリストと各自の国民登録番号と連絡先 ・ ジェンダー・社会開発地方委員会からの推薦状 ・ 企画の内容と予算案 ・ 設備の場合はインボイス ・ 土地所有に関わる書類 ・ 申請団体の規約 ・ 申請団体がこの企画を認定した際の会議の議事録 		
11-4	経済的支援	無料	6 カ月
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入済みの経済的支援申請書 ・ 団体の運営組織メンバーのリストと各自の国民登録番号と連絡先 ・ 当該団体がこの企画を認定した際の会議の議事録 ・ 登録証明書 (少なくとも登録後1年以上の継続) ・ 銀行残高証明書 		

表4-4 続き

サービス	条 件	料金 Ksh= ケニアシリング	所要期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の規約 ・企画の内容と予算案 		
11-5 送金プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・NCPWDへの登録 ・障害アセスメント報告 ・ランキング基準の条件に当てはまっていることの証明書 ・保護者の国民登録証の写し ・全身写真 	無料	2カ月に1回の支払
12 障害者メインストリーム化プログラム			
12-1 障害者メインストリーム化研修	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状 ・研修の会場と施設 ・参加者 	1日25,000ksh	2週間前までに通知
12-2 障害者メインストリーム化啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状 ・会場と施設 ・参加者 	1時間2,000ksh	2週間前までに通知
12-3 アクセサビリティ監査	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状 ・LPO 	50,000から 500,000ksh (対象団体の規模による)	1週間前までに通知
12-4 ⁽¹⁾ (上記12-3と同じ)			
12-5 障害者メインストリーム化政策文書の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状 ・対象となる政策文書 	1時間2,000ksh	2週間前までに通知
12-6 職場における障害者メインストリーム化施策文書の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状 ・LPO 	1時間2,000ksh	2週間前までに通知
12-7 団体における障害者メインストリーム化レベルの基礎検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状 ・LPO 	1時間25,000ksh	1カ月前までに通知
12-8 宗教団体におけるメインストリーム化	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼状または担当部署の要求による ・資金の入手可能性による 	無料	2週間前までに通知

表4-4 続き

	サービス	条 件	料金 Ksh= ケニアシリング	所要期間
12-9	他団体との障害者メ インストリーム化プ ログラムに関する協 議	・依頼状 ・対応できる担当官による	無料	2週間前までに通知
12-10	省庁・公社・地方当 局・教育機関が四半 期ごとに発行する障 害者メインストリー ム化報告書に対する フィードバック	・所定の書式による四半期報告書 ・活動証明書	無料	2カ月に1回の支払
12-11	障害者メインスト リーム化報告書(十 分な証拠を添付した 4期分)に対する法 令遵守証明書	・所定の書式による四半期報告書4回分 ・1事業年間の4半期ごとの活動証明書	無料	毎事業年度末
13	障害者団体に対する キャパシティ・ビル ディング研修	・NCPWD への登録 ・NCPWD の年間活動予定による配分	無料	企画ごと
14	アルビニズムの障害 者向け日焼け止め ローションの提供	・NCPWD への登録 ・ランキング基準の条件に当てはまっていることの 証明書 ・全身写真 ・国民登録証の写し 18歳未満の場合は保護者の登録証	無料	3カ月に1回

(出所) NCPWD Citizens' Service Delivery Standards Chart を筆者が翻訳。

(注) ※ 番号なし。

(1) 12-3と同じ。印刷ミスと思われる。

ど、画期的なものであり、高く評価されたが、その後、当事者団体などからさまざまな問題点が指摘された。おもな問題点はつぎのようなものであった。

(1)評議会のメンバーのうち障害当事者の比率が2分の1以下であり、省庁の代表者が多すぎる

(2)肢体不自由者のための、さまざまな施設での(物理的)アクセシビリテ

イの問題が棚上げになっている（第21条・22条）

(3) PDA 第2条では「障害」を「身体的, 知覚的, 知的, またはその他の減損 (impairment) があること。すなわち, 視覚, 聴覚, 学習上, 身体的な能力に欠ける (incapability) こと。その結果, 社会的, 経済的, 環境上の参画を不利にしていること」と定義しており, アルビニズムが含まれていない。また, 障害の原因 (先天的か後天的か) を問うのか問わないのか, 一時的な疾病も含むのか含まないのか等が不明瞭 (第2条「定義」の「障害」の項目)。

(4) ジェンダーや地域差 (都市部と農村部の経済的格差) への考慮がない

(出所) Ingutiah (2012) 等に基づき筆者作成。

これらの批判を受け, その後3回の改正案が国会を通過している。第1回目の改正案が2007年に提出され, (1)の評議員数を27名から11名に削減し, そのうち障害者代表を8名として障害者の声がより大きく反映されるようにした。さらに, (3)の定義に「生得的か人為的かの原因に関わらず, 長期にわたって不可逆的な (irreversible) もの」と明記した (Kenya, 2007.)。また, 2010年の第2回の改正案では, (3)の定義にアルビニズムを追加し, 農村部からの委員も評議員にすることが明記された (Kenya, 2010b)。また2013年には, 2010年に発布された新憲法に沿う形で, 施設のアクセシビリティの義務化¹⁵⁾, ジェンダー配分や議長・副議長の選挙, 資金運用の透明性を図る施策など細かな点にまで触れ, 全部で71条からなる改正法案となっている (Kenya 2013.)。

この障害者法 PDA の成立は, ケニアの障害者権利運動のなかでも最も大きな成果であるが, さらに, より大きなもう一つの成果が表れる。それは, 2010年に制定された新憲法のなかでの権利獲得である。

第5節 新憲法のもとでの障害者の権利

ケニアの政治の歴史的な流れは津田らが一連の報告（津田 2009; 2010, 松田・津田 2012）でまとめているが、長期にわたる大統領の一党独裁体制崩壊後、長い準備期間と政治的紆余曲折を経て、2010年8月27日、ケニア新憲法が公布された。そして、障害者団体の活発なロビー活動の結果、新憲法には障害者に関する条文も明記された。障害者の権利はつぎのように認定されている。

(1) 障害者は以下の権利を有する：

- (a) 尊厳と敬意をもって処遇され、屈辱的ではない取り扱いを受けること
- (b) 障害者自身の利益に資する程度に応じて社会に統合された障害者用の教育機関にアクセスすること
- (c) すべての場所、交通機関および情報に合理的にアクセスすること
- (d) 手話および点字、そのほかの適切なコミュニケーション手段を使うこと
- (e) 障害から生じる制限を克服するための機器や設備にアクセスすること

(2) 国は、選挙および任命による組織のメンバーに少なくとも5%の障害者を選出するという原理の積極の実施を保証する

(出所) ケニア憲法第54条を筆者が翻訳。

新憲法に先立ち、国連障害者条約を批准する前の国内の法的措置として前述した障害者法（PDA）が2003年12月31日に制定されている。

障害者にとって新憲法における最も大きな前進は、立法の場に代表者を送り出すことになったということであろう。

憲法第97条には「若者・障害者・労働者を代表する12名を下院議員（National Assembly）とする」、第98条には「男女各1名計2名の障害者を上院議員（Senate）とする」、とあり、これらの下院議員は、「各政党が獲得した議

員数に比例した数を指名する」こととなっている。

その結果、2013年、新憲法下で初めて実施された総選挙で、史上初めて障害者を含むマイノリティ代表の14名の指名議員（上院2名、下院12名）が選出された。選出された障害者の概要は以下のとおりである。

- ① 上院に指名された2名の障害者代表は肢体不自由・視覚障害各1名
- ② この上院議員2名はその後、高等裁判所で指名が無効とされ、別な議員に変わった（“Gazette Notice No. 13715”. The Kenya Gazette (Republic of Kenya) CXV (147): 4959. 8 October 2013）（新議員は2名とも肢体不自由）。無効とされた根拠は、政党が指名者名簿を出すのが遅かったからだという。
- ③ 下院議員の12名のうち、誰が障害者代表か明らかにされていないが、ケニア障害者議員協会（Kenya Disabled Parliamentarians Association: KEDIPA）に所属している議員は3名（アルビノ1名、肢体不自由2名）

新憲法の下での初の国会である第11回ケニア国会下院（2013年5月）における指名国会議員の政党別の内訳と氏名は表4-5の通りである。

上院2名、下院3名計5名の障害者国会議員の誕生は、ケニアの障害者にとっては画期的なことであったが、この選出方法に疑義をもつ人たちもいる。それは、下院議員の指名に関し、政党内での指名の基準や手順が不透明であるということに起因する。憲法第95条の規定でこのカテゴリーが「若者・障害者・労働者を代表する」となっており、その射程範囲が広すぎるため、どの政党も指名基準を明らかにしていないのである。したがって、この候補者はこの基準で選出されたということがまったく公表されていない。指名議員の基準を政党ごとに決めるのではなく、法律で明文化すべきだという意見もある（ケニア障害者統一同盟事務局職員、与党TNAの障害者政策に詳しいMr. Jenga氏談）。また、いったん指名され議員となったにもかかわらず、その後無効とされた上院議員2名の場合、選出した政党がぎりぎりまで指名者名簿をださなかったため、選挙後、名簿が書き換えられたのではないかという疑惑さえあるという（Daily Nation, September 27, 2013）。また、ろう者からはひ

表4-5 第11回ケニア国会下院(2013年5月)における指名国会議員の政党別の内訳
 ★印/斜体が障害者議員

政党名 (指名議員数)	指名された議員の名前
TNA: The National Alliance (3)	Amina Abdalla Johnson Arthur Sakaja ★ <i>Janet Marania Teiyaa</i> (肢体不自由)
ODM: Orange Democratic Movement (3)	Oburu Odinga ★ <i>Isacc Mwaura</i> (アルビニズム Albino) Zulekha Hassan Juma
URP: United Republican Party (3)	Korere Sara Paulata Abdi Noor Mohammed Ali Sunjeev Kour Birdi
Ford Kenya (1)	Patrick Wangamati
WDM: Wiper Democratic Movement (1)	★ <i>Bishop Robert Mutemi Mutua</i> (肢体不自由)
United Democratic Forum Party (1)	Osman, Hassan Aden

(出所) 筆者作成。

とりも指名されず、明らかに肢体不自由者に偏っていて、障害のタイプを公平に反映していないというという不満もあることは事実である。しかし、そのような一部の不満はあるにせよ、国レベルへの障害者代表の選出はケニアにとって大きな前進であり、新憲法による体制の整備に応じて、これまでの当事者運動のなかから、勝ち得た貴重な権利をどのように活用していくかが、障害者の社会への参画の大きな足がかりとなるに違いない。

第6節 ケニアのろう教育の歴史とコミュニティの形成

つぎに、ケニアの障害当事者たちが歩んできた法的・社会的制度と当事者運動のあり方の具体例として、ケニアのろう教育とコミュニティの形成を概観しよう。ろう教育の歴史をみれば、ケニアの障害者の歴史がよくわかるの

である。

1. ろう者数

上記2009年センサスでは、およそ19万人と示されたケニアのろう者数であるが、当事者たちは、それよりもはるかに多くのろう者がいると考えている。ケニア全国ろう者協会は、60万人から80万いると主張する (Kakiri 2012)。この違いはどこからくるのだろうか。センサス調査員のマニュアルには、聴覚障害者とは、出生時に完全もしくは部分的に聞こえない者と規定している (KNBS 2009a, 35)⁶⁶。つまり、中途失聴者は除外されており、また、部分的に聞こえない程度の差も問題になっていない。中途失聴者は「言語障害」のカテゴリーに分けられている可能性が高い。また、難聴の人がこの言語障害タイプに入れられているおそれもある。それは、マニュアルの「言語障害」の定義が「音声による発話に問題がある人……中略……原因は失聴、脳の損傷など……」となっているからである。一方、当事者であるケニア全国ろう者協会では「ケニア手話を使う人」(KSL users)をろう者 (Deaf) とみなしている (Kakiri 2012, 7)。Lewis, Simons and Fennig (2013) (「Ethnologue」と呼ばれることが多い) によると34万人の KSL 使用者がいるという。

2. ろう者の歩んできた道

(1) 慈善運動の時代

1960以前のケニアのろうコミュニティの情報ほとんどない。記録からわかる範囲での最初のろう者のための組織は、1958年に設立されたケニアろう児協会である。これは、耳の聞こえない子どもたちの状況を懸念したケニアの聴者たちが設立したものだ。この協会は、ろう学校の設立をもっとも重要な課題ととらえていた。その後1961年に、オランダのセント・アンナ・フランシスコ修道女会と、別のオランダの宣教師のグループによってケニア

西部にニャンゴマ (St Mary's Primary School for the Deaf - Nyang'oma) とムミアス (Mumias School for the Deaf) の二つの初等ろう学校が建てられた¹⁷⁾。その後、職業訓練と学業コースの両方を備えたセカンダリーレベルの学校が建てられた。現在 St. Joseph's Technical Institute for the Deaf, Nyang'oma と St. Angela Mumias Vocational Secondary School for Deaf Girls の2校がある¹⁸⁾。このように、盲学校と同様、ろう学校もまず宣教師によって始められた。

(2) 慈善運動の時代から当事者運動へ

このようにして1960年から1980年の間に、23のろう学校がつくられた。「慈善運動」の時期であると同時にケニアにおけるろう教育のあけぼのの時代ともいえる。しかし、当時の世界中の他地域と同様、ここでも口話法が主流であった。すなわち、子ども同士の会話や教室外での手話の使用は許されたが、教授言語として手話が用いられることはなく、ろう児たちは読唇術、発声法などの言語訓練を聴者の教員から教えられたのである。ろう児はできるだけ聴者の音に注意し、聴者と同じ音声を出すようになることが最善の方法であるという考え方が当時の主流であったのだが、これは、障害者個人に問題があり、その問題を解決するという医学・リハビリテーションモデルに基づく障害の見方に基づいていたものである。

1980年代になり、手話を使った教育がマイケル・ンドゥルゥモ (Michael M. Ndurumo, 1952-) によってもたらされる。ンドゥルゥモは、ケニア生まれであるが、1972年アメリカに渡り、高校を卒業後、手話で全授業がおこなわれるギャロデット Gallaudet 大学からテネシー州の Vanderbilt University に移り、そこで教育行政、心理学、特別支援教育の分野の Ph.D. を得て1982年ケニアに帰国した。帰国後すぐ特別教育の専門家としてケニア特別教育研究所に着任した。ンドゥルゥモは、ろう学校の教育においては口話法ではなく手話を取り入れるべきと考え、英語学習に最適な「英語対応手話」の使用を主張した (Ndurumo 1993: 21)。その結果、1986年にはナイロビの南東60キロメートルにあるマチャコスという町にろう学校 (Machakos School for the Deaf)

が設立され、教育省はこの学校を手話で教育を行う最初の学校として認定した。この学校でンドゥルゥモは、アメリカ手話（American Sign Language: ASL）の指文字を導入し、英語の文を口頭で話しながら同時にケニア手話の単語を手で示すという手指英語¹⁰⁹を用いた教育を始めた。1988年に教育省はこの新しい教育の成果を評価すべく調査をおこなった。その結果、この指導法は学習速度を速め、早い学齢期に始めるほど子どもの発達を促すということがわかったという（Kimani 2012, 15）。同年、教育省は、手話と手指英語をすべてのろう教育施設で用いることを決めた。

ここで、「手話」といわれているのはケニア手話であるが、この段階では教育に用いる標準的なケニア手話というものはまだ考慮に入れられていなかった。教育言語として用いられなくても、ろう児あるいはろう者同士のコミュニケーション手段としてはすでにケニア手話は自然言語として発達してきていたはずであり、地域による変種もあったはずであるが、これらを考慮した語彙の選択、統語および音韻論的構造の解明などがされぬまま教授言語とされた。また、それまで学校教育で用いられてこなかったため、学術的語彙が限られていたので、かなり多数のASLの単語が取り込まれたことに注意しなければならない。どの時代のどの国においても、教育をどの言語で行うかという言語政策は、政治的な課題であり、慎重な研究調査と長期的な計画が必要であるが、当時のケニアのろう教育における言語政策は、十分に練られたものとはいえなかった。

このように、言語政策的に偏った選択であり、その後のケニア手話の発展に少なからぬ負の財産を残したという点は否めないにしろ、ここで重要なのは、ろう者のための教育の指針策定をろう者自身が先導したという事実である。これは、1980年代から90年代における発展途上国では非常に珍しいことではないだろうか。

さらに、同時期に別な動きも始まる。ろう者の権利向上を標榜する当事者団体、ケニア全国ろう者協会が1987年に設立されたのである。さらにそこから、ケニア手話研究プロジェクトが1991年発足した（Kenya Sign Language Re-

search Project: KSLRP)。これは、スウェーデンろう協会 (Swedish National Association of the Deaf: SDUF) からの資金を受け、ケニア全国ろう者協会とナイロビ大学が共同で設立したコミュニティ・ベースの団体で、聴者であるナイロビ大学の言語学の教授が代表を務めているが、それ以外のメンバーはろう者である。このプロジェクトの一番大きな功績は、初めてのケニア手話辞典を編纂、発行したことである。この辞書は、ろう者が一つ一つの手話単語を示したものを写真で載せたものである (Akach 2001)。ケニア手話の辞書としてまとめたものは今でもこれしかなく、教師やボランティアの研修、ろうの子どもをもつ親、ろう者支援の NGO のメンバーなどの手話学習に利用されている。その後、アメリカの平和部隊のボランティアの有志がこのメンバーと協力してウェブ上で簡単な挨拶や食べ物や動物を表すケニア手話を学べる動画辞書や DVD 教材を作成した (Kenyan Sign Language Interactive <http://www.peacecorps.gov/ksl/>)。ケニア全国ろう者協会もケニア手話研究プロジェクトも、発足当初こそ欧州の団体からの資金援助を受けたもののその後支援は終わり、現在は資金面では苦労しながらも自立運営をしている。ここでもまた、当事者たち自らの運動が花を咲かせつつあることがわかる。

(3) 新憲法における言語権の獲得

ようやく障害者の権利が明記された新憲法にはもう一つ画期的な内容が含まれている。それは、点字とともに、国会で用いられる言語としてケニア手話が認められたことである。これにより選挙運動やテレビ放送でも手話を用いることが義務付けられた。これは、長く辛抱強いロビー活動の末²⁰⁾に結実したもので、憲法で手話を公用語として認めている国はサハラ以南のアフリカでは、ウガンダ、南アについて第3番目である。ケニアのろう者はようやく、自らの言語に誇りをもって社会活動をしていくことができるようになった。しかしながら、公用語としての実質的地位を確立するためには、さまざまな課題を超えていかななくてはならない。まず、最大の課題は手話通訳の不足である。日常のニュース報道などに加えて、国会の論戦や選挙、警察や裁

判所等での人権にかかわる場などにおいて高度な手話技能をもつ通訳者は不可欠であるが、絶対数が足りない。通訳の養成、通訳の質の向上のための資格制度の創設が喫緊の課題である。また、手話の標準化、教科書作成、教師養成の適切なシラバス、指導要領など、言語学、教育学、特別支援教育などの専門家によるプロジェクトをつくり、腰をすえて進めていかなければならない。高等教育を受けるろう者が増加しつつある今、ケニア手話研究プロジェクトや全国ろう者協会などの当事者団体を求心力にして、当事者による手話開発が今後いっそう活発になるであろうが、途上国の常として、資金の問題が立ちはだかっている。

おわりに

ケニアの障害者の権利の獲得の道筋は、慈善や福祉の受益者から、医学・リハビリの対象へ、さらに、変わるべきは障害者個人ではなく、個人を取り巻く社会的環境であり、それを変えるべく自らの意志で社会参画へという流れであった。そして、代表的なものが、ケニアのろう者の歩んできた道だった。2003年に障害者法ができた後も、それを着地点とするのではなく絶えず改正を加えてきたように、新憲法成立後も、障害者の権利が擁護されるための具体的施策について今後議論が重ねられていくことだろう。その議論のなかに障害者が入ることが開発の点から考えて最も重要である。新憲法により立法の場に障害者の代表者を送り出すことができるようになり、また、手話や点字が公共の場で用いることが定められるようになったことで格段の進歩が期待できるが、憲法はそれを支える法律と政策によって実現される。公用語となり、法律が整いつつある手話に関する実態をみるだけでも、障害者の社会参加のための政策の実施（implementation）は、今後、まだまだ時間がかかるのではないかと思わざるを得ない。障害と開発という観点からみると、ケニアの障害者の状況は、機をみるに敏な政府と活発な当事者運動とが

比較的うまく連動しているかにみえる。しかし、多くの途上国にあるように（また先進国でもそれはあまり変わらないのかもしれないが）、ややもすると、形だけつくっておいて中身は空洞ということにもなりかねず、今後の政策の実施状況を注視したい。

[注] _____

- (1) ケニア全般の統計に関してはKNBS(Kneya National Bureau of Statistics) (2014)を参照。日本語によるケニアの主要なデータは、国際協力機構 (2014)を参照。
- (2) NCPAD and KNBS (2008)。このサーベイの結果をまとめたものとしては、予備報告 (Preliminary report) と本報告がある。他文献では、予備報告を参照にしていることが多いが、本章では情報がより豊富な main report を参照する。
- (3) NCPAD and KNBS (2008) では、一項目としてたてられている自立生活困難 (self-care impairment) が、センサス (2009) では身体障害と同一の項目 (Physical/Self Care impairment) にまとめられている。
- (4) 全国障害者評議会の会長 (当時) Ms. Phoebe A. Nyagudi との会談、および非政府機関、ケニア障害者統一連合の代表 Ms. Helen Obande 氏、ケニア全国ろう者協会代表 Nickson Kakiri 氏との会談より (2013年 8月)。
- (5) Handicap International (2010) *Kenya 2009-2010 Disability Directory 2009-2010 version*. (<https://disabilityinclusionandmainstreaming.files.wordpress.com/2010/06/kenya-disability-directory.pdf> 2015年 1月20日閲覧)。この情報が古くなったため2013年、NCPWD 主導でケニア障害ディレクトリー (Kenya Disability Directory 2013) という公式サイトがつけられ、政府系、非政府系、自助団体、特別学校、コミュニティ・ベースの団体など障害にかかわるあらゆる団体・組織をリストアップする試みがおこなわれたが、2015年 9月現在、その登録サイトは閉鎖されている。
- (6) ケニア盲人協会 The Kenya Society for the Blind のホームページ <http://www.ksblind.org/index.php/about-us/history-of-ksb> より。2104年12月10日閲覧。
- (7) 入手できたのは盲人協会設立の法令である。Kenya Society for the Blind Act (Kenya 2012) を参照。
- (8) イギリスを本拠地とする視覚障害者の支援団体。 <http://www.sightsavers.org/> 2104年12月10日閲覧。
- (9) イギリスを本拠地とする、アフリカや南米などの盲ろうの子どもたちを支援する団体。
<http://www.senseinternational.org.uk/> 2014年12月10日閲覧。

- (10) イギリスを本拠地とする障害者活動を支援する慈善団体。http://www.leonardcheshire.org/ 2014年12月10日閲覧。
- (11) ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、イギリス、アメリカの8か国の団体を束ねる団体。支援対象は、障害者のみならず、災害、紛争などの被害を受けた人々。http://www.handicap-international.org.uk/2014年12月10日閲覧。
- (12) 当時の University College, Nairobi の Simeon Ominde 教授がリーダーとなってケニアの教育制度改革についての提言をおこなった。よってこの委員会は Ominde Commission, その提言は Ominde Report と呼ばれる。
- (13) しかし、結局、当選はできず、初の障害者国会議員は生まれなかった。
- (14) その後名称が2回変更になり、現在は労働・社会保障・サービス省 (Ministry of Labour Social Security and Services) となっている。
- (15) この2012年の改正法案でも、明らかに肢体不自由者のみが想定されている。特に問題なのは点字や手話等の、情報へのアクセシビリティについての言及がないことである。
- (16) 第32.3項「障害の種類」(Types of disabilities) の聴覚障害の説明には「聴覚障害とは、完全に音が聞こえないこと、または片方の耳もしくは両耳が一部しか聞こえないこと。聴覚障害は出生時に生じるか遺伝的に生じるかである。非常に高い周波数音が聞こえの障害を引き起こすこともある。何らかの補助器具を使用して聞こえがよくなる人はこの障害をもっているとはみなさない。」とある。
- (17) Kenya Federation of the Deaf Teachers の HP より http://www.freewebs.com/kenyadeafteachers/Deaf%20Education%20in%20Kenya.html 2014年2月14日閲覧。興味深いことに、他の障害者団体(ケニア盲人連合、1959年に創立)もちょうど同じころ設立されている。
- (18) 後者のホームページによると、同校は1970年、職業訓練を求める5名の女子学生から始まり、1975年に正式に認定された。カトリック教会が運営する病院(Mumias Mission Hospital)に隣接する位置に建設された。1995年には盲ろう児のためのユニット(特殊学級)が設置され、1997年から学業を中心に教えるセカンダリースクールの部門も始まり、2006年からは技術教育も導入された。2012年段階で350名の在学生在がいる。http://stangelamumiassecvocational.blogspot.jp/2012/05/st-angela-mumias-sec-vocational-school.html. 2014年2月15日閲覧。
- (19) 手指英語とは、英語の文法や語順に手話単語を当てはめたピジン語の一種。英語を手形と手の動きで表したもので、ASLとも違うし、KSLとも異なる。SEE (Signed Exact English) ともいう。
- (20) ケニア全国ろう者協会の会長である Nickson Kakiri 氏は、憲法草案作業グル

ープに度々アドバイスを求められ意見を述べた（宮本聞き取り）。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 外務省 2012『政府開発援助（ODA）国別データブック 2012』国際協力推進協会。
 外務省 2013『政府開発援助（ODA）国別データブック 2013』国際協力推進協会。
 亀井伸孝 2006『アフリカのろう者と手話の歴史——A. J. フォスターの「王国」を訪ねて——』明石書店。
 亀井伸孝 2008「ろう者における人間開発の基本モデル」森壯也編『障害と開発』アジア経済研究所 201-228。
 グーバーマン・ジュリー、亀井伸孝訳 2006「ケニアの聴覚障害者と聴者の言語接触の状況に関する調査」『手話コミュニケーション研究』（日本手話研究所）59。
 国際協力機構 2014「主要指標一覧」国際協力機構。（<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/data/shihyo-p.html>）
 杉野昭博 2007『障害学——理論形成と射程——』東京大学出版会。
 田口順子 1997「ケニアの障害者たちの現状」『リハビリテーション研究』（93）11月 28-31。
 津田みわ 2009「ケニアにおける憲法改正問題と『選挙後暴力』——2008年以後の動きを中心に——」佐藤章編『アフリカ・中東における紛争と国家形成』（調査研究報告書）アジア経済研究所 67-87。
 —— 2010「『2007年選挙後暴力』後のケニア——暫定憲法枠組みの成立と課題」（特集 紛争解決の課題）『アフリカレポート』（50）3月 10-15。
 日本貿易振興機構（JETRO）2013『ジェトロ世界貿易投資報告 2013』日本貿易振興機構。（<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2013/pdf/2013-ke.pdf>2014年12月12日閲覧）
 原山浩輔 2011「途上国における手話言語集団としての生計獲得——ケニアのろう者の事例に基づいて——」卒業論文 静岡県立大学 平成22年度 国際関係学部国際関係学科。
 古川優貴 2007「『一言語・一共同体』を超えて——ケニアK プライマリ聾学校の生徒によるコミュニケーションの諸相——」『くにたち人類学研究』2 5月：1-21。
 松田素二・津田みわ編著 2012『ケニアを知るための55章』明石書店。
 森 壯也編 2008『障害と開発』（研究双書 No.567）アジア経済研究所。

- 編 2011『南アジアの障害当事者と障害者政策』（アジ研選書27）アジア経済研究所。
- 森 壯也・山形辰史 2012『障害と開発の実証分析——社会モデルの観点から——』勁草書房。
- <外国語文献>
- AFUB (African Union of the Blind) 2007. *State of Disabled Peoples Rights in Kenya (2007) Report*. Nairobi: African Union of the Blind.
- Akach, Philemon, ed. 2001. *Kenyan Sign Language Dictionary*. Nairobi: Kenya National Association of the Deaf.
- Central Intelligence Agency. 2014. “The World Factbook.” Washington, D.C.: CIA. (<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ke.html>. 2014年12月10日閲覧).
- Cobley, David S. 2012. “Towards Economic Empowerment: Segregation Versus Inclusion in the Kenyan Context.” *Disability & Society* 27 (3) : 371-384.
- Coleridge, Peter. 1993. *Disability, Liberation and Development*. London: Oxfam. (中西由起子訳『アジア・アフリカの障害者とエンパワメント』明石書店 1999年).
- DRPI (Disability Rights Promotion International) 2007. “State of Disabled People’s Rights in Kenya.” (<http://drpi.research.yorku.ca/Africa/resources/KenyaRep07>. 2014年12月10日閲覧).
- East Africa Community. 2012. *EAC Policy on Persons with Disabilities*. Arusha: EAC.
- Ingstad, Benedicte and Liabet Grut. 2007. *See Me, and Do Not Forget Me: People with Disabilities in Kenya*. Oslo: SINTEFF Health Research.
- Handicap International. 2010. *Kenya Disability Directory*. 2009-2010 edition. Nairobi: Handicap International.
- Ingutiah, Gideon Chikamai. 2012. *Socio-Economic Determinants of Disability in Kenya: Aanalysis of Kenya Population and Housing Census Data 2009*. Nairobi: University of Nairobi. (<http://erepository.uonbi.ac.ke:8080/xmlui/handle/11295/6852>. 2014年12月10日閲覧 要約のみ閲覧可.).
- ILO (International Labour Organization) 2009. “Inclusion of People with Disabilities in Kenya.” (Fact Sheet) (http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@ed_emp/@ifp_skills/documents/publication/wcms_115097.pdf. 2014年12月10日閲覧).
- IMF (International Monetary Fund) 2012. *Kenya: Poverty Reduction Strategy Paper—Progress Report*. (IMF Country Report No. 12/10) Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2012/cr1210.pdf>. 2014年12月10日閲覧).
- James Jonathan. J. [n.d.] (unpublished paper). “Disability Challenges in a Rural Environment: The Case of Coastal Kenya.” Project paper for School of International

Training.

- Kakiri, Nickson O. 2012. "Challenges Facing Deaf in Accessing IC." Paper presented at E-Accessibility Workshop for People with Disabilities. Laico Regency Hotel, Nairobi.
- Kamunda Elizabeth [n.d.] (Unpublished paper) "Independent Living for People with Disabilities in Kenya: Charting the Way."
- KCBS (Central Bureau of Statistics) 2003. "Geographic Dimensions of Well-Being in Kenya: Where are the Poor? From Districts to Locations" (Volume One) (<http://econ.worldbank.org/external/default/main?theSitePK=477894&contentMDK=20382755&menuPK=545573&pagePK=64168182&piPK=64168060>). 2015年1月18日閱覽).
- KCBS (Central Bureau of Statistics) 2005. Geographic Dimensions of Well-Being in Kenya: Who and where are the People Constituency Level Profile.
- Kenya. 1976. *Report of the National Committee on Educational Objectives and Policies*. Nairobi: Government Printer.
- 2003. "Persons With Disabilities Act No. 14 of 2003."
- 2007. *Kenya Vision 2030*. [Nairobi] (<http://www.vision2030.go.ke/>). 2015年4月25日閱覽).
- 2009. *Final Draft the National Special Needs Education Policy Framework*. Nairobi: Ministry of Education.
- 2010. "The Constitution of Kenya, 2010."
- 2012. *Kenya Society for the Blind Act, Chapter 251*, revised ed., originally published in 1988.
- Kenya. Commission on Revenue Allocation. 2013. *Kenya County Fact Sheets*. Second Edition. Nairobi. (<https://www.opendata.go.ke/Counties/County-Fact-Sheets-2nd-Ed-June-2013/qg44-68h8>). 2014年12月10日閱覽).
- Kenya. Ministry of Education. 2009. *The National Special Needs Education Policy Framework*. Final Draft. [Nairobi] Ministry of Education.
- Kiarie, Mary W. 2014. "Legislation and Litigation in the Development of Special Education in Kenya and the United States: An Overview." *International Journal of Liberal Arts and Social Science* 2 (7) : 33-44.
- Kimani, Cecilia Wangari. 2012. "Teaching Deaf Learners in Kenyan Classrooms." Doctoral thesis, University of Sussex.
- Kiyanga, Nassozi B. and Donald F. Moores. 2003. "Deafness in Sub-Saharan Africa." *American Annals of the Deaf* 148 (1) Spring: 18-24.
- KNBS (Kenya National Bureau of Statistics) 2009a. "The 2009 Kenya Population and Housing Census Senior Supervisor's and Supervisor's Instructions Manual."

- Nairobi: KNBS.
- 2009b. “The 2009 National Population Census.” Nairobi: KNBS.
- 2010. “Population and Housing Census.” Nairobi: KNBS. (<http://www.knbs.or.ke/censusdisability.php>. 2014年2月14日閲覧).
- 2014. *Kenya Facts and Figures 2014*. Nairobi: KNBS.
- Lewis, M. Paul, Gary F. Simons, and Charles D. Fennig ed. 2013. *Ethnologue: Languages of the World*. Seventeenth ed. Dallas: SIL International. Online version (<http://www.ethnologue.com>. 2014年2月14日閲覧).
- NCAPD (National Coordinating Agency for Population and Development) and KNBS (Kenya National Bureau of Statistics) 2008. *Kenya National Survey for Persons with Disabilities: Main Report*. Nairobi: NCAPD.
- Ndurumo, Michael M. 1993. *Exceptional Children: Developmental Consequences and Intervention*. Nairobi: Longman Kenya.
- 2005. “The Potential Impact of the Children Act (2001) and Persons with Disabilities Act (2003) on Education of Learners with Disabilities in Kenya in the 21st Century.” *Educator* 1 (1) : 83-92.
- Nkinyangi, John A. and Joseph Mbindyo. 1982. “The Condition of Disabled Person in Kenya: Results of A National Survey”. Unpublished paper written on behalf of and in conjunction with, the Ministry of Culture and Social Services, Republic of Kenya. Nairobi: Institute for Development Studies University of Nairobi..
- OHCHR (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights) 2011. “National Report: Kenya’s Initial Report” Submitted under Article 35 (1) of the United Nations Convention on the Rights of Persons With Disabilities.
- UDPK (United Disabled Persons of Kenya) 2012. “Status of the Human Rights of Persons With Disabilities in Kenya (CRPD).”
- WHO (World Health Organization) 2013. Disability – Report by Secretariat.
- Yokoyama, Akiko. 2012. “A Comparative Analysis of Institutional Capacities for Implementing Disability Policies in East African Countries: Functions of National Councils for Disability.” *Disability, CBR and Inclusive Development* 23 (2) : 22-40. (<http://dcidj.org/article/view/106/73>, 2015年1月18日閲覧).

